

(3) 業務完了報告書の日付記載の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容												
<p>パスポートセンター</p>	<p>大阪府パスポートセンター（以下「パスポートセンター」という。）では、旅券申請受付、作成及び交付業務を業者に委託している。</p> <p>業務完了報告書の日付が業務完了報告書收受の日とかい離しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="587 583 1905 724"> <thead> <tr> <th>対象月</th> <th>業務完了報告書の日付</th> <th>收受日</th> <th>検査日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>平成24年5月10日</td> <td>平成24年5月22日</td> <td>平成24年5月23日</td> </tr> <tr> <td>平成24年8月</td> <td>平成24年9月7日</td> <td>平成24年9月20日</td> <td>平成24年9月20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>かい離が発生した理由は、当初提出された業務完了報告書に誤りがあったため差替が行われたが、日付は当初のままで変更されなかったことによる。</p> <p>業務完了報告書の日付と收受日に大きな差異がある場合、原則として再送を依頼し、日付を変更してもらわなければならないとされている。パスポートセンターでは、業者に対し日付の変更を依頼したとのことではあったが、変更されず、そのまま検査を実施している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</p> <p>（政府契約の必要的内容事項）</p> <p>第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録を含む。第10条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期</p> <p>(以下、省略)</p> <p>（給付の完了の確認又は検査の時期）</p> <p>第5条 前条第1号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。</p> <p>見積書、納品書、請求書などの日付記載について（平成23年8月12日付会計局通知）</p> <p>Q2 遠隔地からの物品等の購入の場合、納品書などに記載してある日付と手元に届いた日が異なるときは、どうすればよいですか？</p> <p>A2 受領印の押印などにより到着日を正確に記録します。ただし、この取扱いは納品書等の記載日と実際の到着日との齟齬が、郵送等に要したであろう日数の範囲にとどまる場合に限りです。大きく齟齬をしている場合は再送を依頼してください。</p> <p>なお、請求書に支払期日が指定されている場合で、当該支払期日までに支払うことができるときは、請求書に到着日を記載すれば再送を求める必要はありません。</p> </div>	対象月	業務完了報告書の日付	收受日	検査日	平成24年4月	平成24年5月10日	平成24年5月22日	平成24年5月23日	平成24年8月	平成24年9月7日	平成24年9月20日	平成24年9月20日	<p>業務完了報告書の日付は、検査の時期及び支払の期限に影響を及ぼすものであり、正確な日付を記載させるよう業者を指導された。</p>	<p>監査の結果を受け、契約事務にかかわる担当者・検査職員・決裁権者など全ての職員が、今後の事務処理において、業者指導を確実にを行うことを再確認した。</p> <p>今後は、不適切な対応があった場合の業者指導を徹底していく。</p>
対象月	業務完了報告書の日付	收受日	検査日												
平成24年4月	平成24年5月10日	平成24年5月22日	平成24年5月23日												
平成24年8月	平成24年9月7日	平成24年9月20日	平成24年9月20日												